愛知工業大学ソーシャルメディアガイドライン

計算センター

Ⅰ．ガイドライン策定の目的

近年、ソーシャルメディアは、拡散性、即時性、利便性を備えた身近なコミュニケーションツールとして急速な普及と発展を遂げております。ソーシャルメディアを利用した積極的な社会参加は、利用者の責任において尊重すべき意義ある活動であると言えます。しかしその一方で、利用方法を誤ると、利用者本人の不利益となるだけでなく、他人や愛知工業大学の名誉を傷つけたり、社会に多大な影響を及ぼす可能性もあります。

ソーシャルメディアの特性や留意点を充分に理解し、その有効性を活かした安全かつ適切な利用ができるよう、ソーシャルメディアガイドラインを策定しました。

なお、本ガイドラインは、愛知工業大学の学生を対象に定めております。

ソーシャルメディアとは･･･？

ソーシャルメディアとは、ブログ、ソーシャル･ネットワーキング･サービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信して双方向にコミュニケーションを形成していく電子的なメディアを言います。

例えば…
Facebook・Twitter・LINE・Instagram・mixi
YouTube・ニコニコ動画
Ameba ブログ・Yahoo!知恵袋・２ちゃんねる
…etc

Ⅱ．ガイドライン

（１）人権や倫理の尊重

あなたが何気なく書いた一言が、誰かを不愉快にしたり、傷つけたりすることがあるかもしれません。仲間内でのやりとりでも、それが世界中の人に見られる可能性があることを自覚してください。他人を傷つける悪口、秘密暴露、性的な内容を絶対に記載してはいけません。

（２）プライバシー保護

あなただけでなく、あなたが書き込むすべての人の名前、住所、電話番号、誕生日、あだ名さえも書き込まないよう気を付けてください。

写真を公開するときは、あなた以外の人が写っていないか確認し、写っているのならその人の許可を取ったうえで掲載しましょう。

（３）匿名性に対する責任

匿名であっても、個人を特定することはできます。あなたの書いた文章は、あなたに責任があることを自覚してください。

（４）偽名

人を不愉快にする名前を使ったり、別の人になりすましたりすることのないようにしてください。匿名と同じで、誰が発言を行ったかは特定することはできます。

（５）法令及び学則の順守

ソーシャルメディアを含めたインターネット上の表現も、憲法等の法令の下にあります。利用の際は、日本の法令を遵守してください。ソーシャルメディアのような不特定多数の人と交流する場は、著作権、肖像権等の第三者の権利を侵害しやすい場であることを自覚し、学則及び各種法令を順守してください。

（６）利用しない、見ない、気にしないことの重要性

インターネット上で、不快に思うことが書かれていても、感情的になってはいけません。冷静に文章を読み、何が問題なのかをよく考えてください。批判されたり攻撃されたりした時には冷静に対応しましょう。特にあなたの言動だけが正しいと思うことは危険です。場合によっては無視することも重要ですが、あなたに非がある場合には、誠心誠意の謝罪も大切です。

（７）知らない人とのコミュニケーション

インターネット上のやりとりだけで得られる情報は限られているため、現実世界よりもより慎重にコミュニケーションを図らなくてはいけません。また、インターネットを介しての出会いによるトラブル、事件は社会問題になっています。あなたの身を守るために、インターネット上で知り合った人とは、安易に会わないようにしましょう。

（８）正確な情報発信と誤りや不適切な発言の即時訂正

あなたが発信した情報は、それを見た人が転記や流用しているかもしれません。また、あなたが削除しても、別のサーバーに情報が残っている可能性があります。一度発信した情報は、完全に削除することはできないことを意識した上で慎重に発信しましょう。

間違った情報を発信してしまったときは、速やかに間違いを認め、正しい内容に訂正しましょう。記載内容が社会的に不適切な場合は、記載内容を削除し、謝罪と記載内容を削除した理由を明記しましょう。

（9）大学の一員たる自覚

ソーシャルメディアを利用し、所属を明らかにしてコミュニケーション活動を行う場合は、個人としてだけではなく、社会全体から大学を代表したイメージで受け取られる可能性があることを充分に自覚し、その発信が当該組織の見解であるような誤解により個人や大学の名誉を損なうことのないよう良識ある情報発信を心がけてください。

Ⅲ．事例紹介　－　こんなことやっていませんか？

自宅近くにおいしいお店を見つけたので、位置情報や近隣風景等の情報を含む写真を投稿した

あなたが何気なく入力した情報は「だれに」「どのような目的で」収集・悪用されるかわかりません。個人情報を特定できる可能性のある情報は慎重に発信しましょう。

アルバイト先に芸能人が訪れたので、無断で撮影して投稿した

プライバシーの侵害にあたります。相手がツイートされた写真を見つけて不快感を表明したりすると、世間の人々がこれに便乗してあなたが一斉に非難される可能性もあります。

友達と一緒に撮った写真を無断で投稿した

あなたが公開してもいい写真でも友達にとっては必ずしも同じではありません。悪気がなかったにしても、友達のプライバシーを公開することはトラブルの引き金になる可能性があります。トラブルを未然に防ぐためにも、あなた以外の人が写った写真を公開する際は、必ず事前に許可を取りましょう。

TV 番組や書籍をデジタルデータにして投稿した

著作権の侵害にあたります。安易な行動は、違法行為につながる可能性があります。簡単に出来るからといって、それがやっていいこととは限りません。正しい知識を持って、楽しみましょう。

店員の態度が悪かったので、店名や店員の名前を挙げて、匿名で悪口を投稿した

匿名だからといって、どんな内容でも投稿していいわけではありません。あなたの投稿によりそのお店や店員は社会的信用を失い、関係する人々の人生を大きく狂わしてしまうかもしれません。また、匿名であっても、最終的に個人を特定することはできます。あなたの発信する情報は、すべてあなたの責任であることを忘れないで下さい。

友達の注目を浴びるために、悪ふざけをした動画を投稿した

友達だけに公開したつもりであっても、その友達が不特定多数の人に公開するかもしれません。一度発信した情報は容易に削除することはできないことを認識し、あなたが責任を取れる範囲で行動し、節度を持った発言を心がけてください。

Ⅳ．相談窓口

SNS の利用に関してトラブルの発生や相談したいことがある場合は、下記へお問い合わせください。

愛知工業大学　学生サービスグループ

0565-48-8121（代表）

gakusei@aitech.ac.jp